

## 令和8年度「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト業務委託プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

(1) 業務名 令和8年度「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト業務

(2) 業務目的

全国で最多の200万人いるとされている佐藤姓は、平安時代に佐野で活躍し、平将門の乱を鎮めたとして知られる藤原秀郷公をその始祖としており、名字の由来を「佐野の藤原」とする説が有力である。

2020年3月に発足した佐藤の会は、全国の佐藤さんを本市の関係人口に位置付け、藤原秀郷公が築城したとされる国指定史跡の「唐沢山城跡」を聖地化し、国の交付金を活用するなど複合的に事業を実施することで、継続的な関係人口の創出・拡大と地域振興の促進を図ってきた。

これまで実施してきた事業を踏まえ、佐藤の会会員のきずなを深める取組やふるさと納税の獲得を通じて、更なる関係人口の創出拡大を目指す。

(3) 業務内容 別紙「令和8年度「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト業務説明書」(以下、「説明書」という。)を参照。

(4) 履行期限 契約締結日から令和9年3月23日まで

(5) 提案限度価格 3,652,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。ただし、見積書を提出する際は、提案限度価格を超えることはできない。

(6) 業務実施上の条件

- ① 本業務を遂行するに当たり、必要とされる関係法令(法律、政令、条例、規則、規定等)を遵守するものとする。
- ② 委託業務に支障が生じぬよう、自らの費用負担により体制を整備するとともに、常にこれに対処できるよう十分な人員(技術者等)を配置するものとする。
- ③ 本業務を遂行するに当たり、必要に応じてヒアリング調査等を行うものとする。

### 2 提案書提出者に要求される資格要件

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当するものでないこと。

(2) 令和7・8年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。又は、令和8年5月1日までに登録完了する見込みのある者(令和8年4月30日までに有効な申請を行った者)であること。

(3) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱(平成17年佐野市告示第154号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 佐野市暴力団排除条例(平成23年佐野市条例第16号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再

生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

### 3 選定スケジュール

実施内容	実施予定日（令和8年度）
実施手続き開始の公告、説明書の交付	4月21日（火）
質問受付	4月21日（火）～4月27日（月）
質問回答	5月1日（金）
参加表明書の提出期限	5月13日（水）
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知	5月18日（月）
提案書の提出期限	6月9日（火）
プレゼンテーション及び質疑応答	6月18日（木）（予定）
特定・非特定確認の通知	6月25日（木）（予定）

### 4 参加表明書の作成様式、問合せ先

#### (1) 参加表明書の作成様式

- ① 参加表明書（別記様式第1号）
- ② 参加資格要件確認表（別記様式第2号）
- ③ 提案企業概要調書（別記様式第3号）

#### (2) 問合せ先（担当課）

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地  
佐野市総合政策部総合戦略推進室移住・定住係  
TEL 0283-20-3012（直通）  
e-mail : ijuteiju@city.sano.lg.jp

### 5 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 令和8年5月13日（水）午後5時必着

(2) 提出場所 4（2）に同じ。

#### (3) 提出方法

- ・持参又は郵送とし、郵送による場合は配達記録が残る方法に限る。ただし、郵送の場合は送付時点で電話連絡を行い、提出期限までに必着のこと。
- ・持参による場合は、佐野市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(4) 提出部数 参加表明書等の提出部数は、正1部、副1部とする。

## 6 提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

- (1) 確認を行った結果、提案書の提出者として認められた者に対しては、提案書の提出者に選定された旨とプロポーザル参加要請を書面により通知する。
- (2) 提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - ① 受付場所 4(2)に同じ。
  - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(休日を除く)
- (4) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。
- (5) 参加表明書提出後、参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。また、提出期限までに提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなす。

## 7 提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

### (1) 提案書等

提案書(別記様式第4号)を添えて、次の書類を作成すること。

#### ① 企画提案書

企画提案書は、任意様式、A4版とし、両面使用で20ページ(用紙10枚)以内とし表紙、目次は含めないものとする。「11 提案書を特定するための基準」及び別添説明書を踏まえ、以下の点に留意して記載すること。

- ・同種、類似業務の実績を踏まえて記載すること。
- ・業務スケジュール、業務の遂行体制を記載すること。
- ・効果的な情報発信のあり方など、本市に最適な独自提案を記述すること。

#### ② 見積書

本業務に係る見積書(内訳含む)を作成すること。ただし、提案限度価格を超えることはできない。なお、見積書内訳は業務説明書5(1)～(4)の業務ごとに可能な限り詳細に記載すること。

- (2) 問合せ先 4(2)と同じ。

## 8 提案書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和8年6月9日(火)午後5時必着
- (2) 提出場所 4(2)に同じ。
- (3) 提出方法 5(3)に同じ。
- (4) 提出部数 7(1)提案書等の提出部数は、正1部、副7部とする。

(5) 提出書等の作成及び提出上の留意事項

- ① 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては複製を行うものとする。
- ② 提案に係る費用は参加事業者の負担とし、提出された提案書は返却しないものとする。

9 実施要領及び説明書等に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

(1) 質問の内容

質問の内容は、本実施要領及び説明書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 受付期間

令和8年4月21日（火）から4月27日（月）午後5時必着

(3) 提出方法

- ① 質問・質問回答書（別記様式第5号）を用いること。
- ② 持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達記録が残る方法に限る。ただし、郵送の場合は、送付時点で電話連絡を行い、提出期限までに必着のこと。
- ③ 持参による場合は、佐野市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。
- ④ 電話による問合せは受け付けない。

(4) 受付場所 4（2）に同じ。

(5) 回答方法

回答は、令和8年5月1日（金）（予定）までに、市ホームページに掲載とする。  
なお質問に対しては、個別回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。

10 プレゼンテーション及び質疑応答

(1) 日時 令和8年6月18日（木）（予定）※詳細な日時等については、別途通知します。

(2) 場所 佐野市役所内会議室

(3) 実施方法

- ① プレゼンテーションは15分、質疑応答は10分、合計25分とします。（提案事業者数によっては、時間を変更する場合がある。）プレゼンテーションは非公開とする。
- ② プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことを可とする。（必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは市が用意するが、その他パソコン等は各自持参すること。）
- ③ プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を用いることはできないものとする。
- ④ プレゼンテーションの参加者は、業務主任者等3名までとし、プレゼンテーション審査説明員一覧（別記様式第6号）により参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届け出るものとする。

- ⑤ プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

## 11 提案書を特定するための基準

### (1) 評価基準

提案書を特定するための評価基準は次のとおりである。

		評価項目	評価の観点	配点	
提案 評価 (85)	提案 内容 評価 (70)	1	佐藤の会運営(個人会員の管理等) 現状の会員管理業務を引き継ぎ、会員の入会や継続管理を行うとともに、新規会員を増やし、プレミアム会員への切り替えを促す方策が立案できているか。 プレミアム個人会員特典品の製作、発送が行えるか。 (7年目の特典品企画製作を含む)	プレゼンテーション等 審査	15
		2	おもてなし隊運営 佐藤さんおもてなし隊事務局運営を行うとともに、新規隊員を増やし、新たな佐藤さんグッズ開発やふるさと納税返礼品製作支援等の支援が行えるか。		15
		3	会の情報発信 公式発信ツール(ホームページやSNSなど)を活用した情報発信を行い、会員増加やフォロワー数獲得につながるか。		15
		4	業務スケジュール 全体のスケジュールが、具体的で円滑に業務を進めることができるか。		10
		5	独自性 内容が、業務目的に掲げる関係人口の創出、地域振興の創出につながる独自提案がされているか。		15
	確実性 (15)	1	充分な業務遂行能力を有し、専任の担当を置くなど適切な執行体制を有しているか。	10	
		2	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか。同等の成果が期待できるか。	5	
プレゼンテーション (10)		提案内容の説明が的確かつ、論理的で説得力があるか。		10	
価格評価(5)	経費見積額	価格に優位性があるか。また、適切に予算が配分されているか。	書類審査	5	
合計				100	

### (2) 順位の確定方法

提案書の特定は、評価項目による評価の結果、評価点数の合計が最も高い者を最優秀者とする。各者の評価点数は、委員の点数を合算し、平均して算出する。最も高い評価点数を獲得した提案者が複数の場合(同点の場合)は、参考見積額が最も低い者を最優秀者とする。なお、提案者が1社のみの場合については、基準点を満たした場合に最優秀者とする。

### (3) 基準点

価格評価以外の各評価項目の配点が3割以上、かつ評価点数の合計点数が6割(60点)以上とし、それを満たさない場合、提案書は非特定となる。

## 12 提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書、プレゼンテーション等により提案内容を評価し、その結果を次のとおり通知する。

- (1) 提出された提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知する。
- (2) 提出された提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
  - ① 受付場所 4(2)と同じ。
  - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(休日を除く)
- (4) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。

## 13 契約等に関する事項

### (1) 契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務の契約相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、佐野市財務規則(平成17年佐野市規則第59号)に定める手続きにより契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約の相手方として再特定するものとする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が、市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀者が、特定後に本実施要領に掲げる失格事項に該当して失格となったとき
- ④ 最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき
- ⑤ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑥ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

### (2) 委託契約金額

委託契約金額は、特定された提案内容・見積額を基に細部について、市と打合せを行い、予算の範囲内で受注業務内容及び契約金額を決定する。

また、支払いは完了払いとし、契約保証金は免除する。

## 14 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- (1) 提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領2に定める資格要件を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (4) その他本実施要領の定めを反した場合
- (5) 本件に関して不正あるいは公平さを欠く行為等があった場合

#### 15 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る提案内容の評価及び契約候補者の特定は、「佐野市令和8年度「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト業務委託評価委員会」において行う。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等は返却しない。
- (6) 本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとする。公表する内容は、プロポーザル参加者名、特定された者の名称及び住所、総合評価点とする。
- (7) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。